

あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 会議室の使用の許可を受けることができる時間は、午前9時から午後5時までとし、別表に掲げる時間帯について許可を受けるものとする。ただし、会議室を使用しようとする者が希望する場合には、毎時0分から始まる1時間を単位とする任意の時間帯について許可を受けることを妨げるものではない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他市長がその使用を不適當であると認めるとき。

4 市長は、会議室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

（会議室の使用料）

第5条 使用者は、使用の許可の際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により1時間を単位として使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料の額をその使用時間帯の時間数で除して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を1時間当たりの使用料の額として、これに使用時間数を乗じた額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を後納することができる。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既に支払われた第5条第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

室名	使用時間	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
大会議室	3,360円	3,360円
小会議室	1,050円	1,050円

議案第 35 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の項の次に次のように加える。

大津市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに地方自治法第 100 条第 14 項の政務活動費の額に関し必要な事項を調査審議すること。	10 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、福祉関係団体から選出された者、事業者団体等から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
--------------	--	--------	---

別表市長の部大津市湖都文化推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市住居表示審議会	住居表示の実施を円滑かつ合理的に推進するために必要な事項を調査審議すること。	10 人以内	市民団体から選出された者、関係事業者から選出された者、関係行政機関から選出された者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
------------	--	--------	---

別表市長の部大津市小児慢性特定疾患対策協議会の項の次に次のように加える。

大津市中小企業金融審査委員会	市内中小企業者の経営の安定と体質改善に必要な資金の融資をあっせんするために必要な事項を審査すること。	10 人以内	学識経験を有する者及び商工関係団体から選出された者
----------------	--	--------	---------------------------

別表市長の部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市景観審議会	本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項を調査審議すること。	20人以内	学識経験を有する者、関係事業者から選出された者、関係行政機関から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
----------	---------------------------------------	-------	---

別表市長の部大津市民病院経営評価委員会の項の次に次のように加える。

大津市危険物保安審議会	危険物の製造、貯蔵及び取扱いに関する安全の確保並びに危険物に係る事故の防止の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、事業所の消防保安担当者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
-------------	--	-------	--

別表教育委員会の部大津市心身障害児就園就学指導委員会の項の前に次のように加える。

大津市通学区域審議会	市立学校の通学区域の適正化を図るために必要な事項を調査審議すること。	12人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、教育関係団体から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
------------	------------------------------------	-------	--

別表教育委員会の部大津市立学校結核対策審議会の項の次に次のように加える。

大津市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、スポーツ関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び教育委員会が行う委員の公募に応募した市民
--------------	---	-------	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（大津市中小企業金融審査委員会条例等の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市中小企業金融審査委員会条例（昭和31年条例第26号）
- (2) 大津市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第45号）
- (3) 大津市通学区域審議会条例（昭和49年条例第44号）
- (4) 大津市住居表示審議会条例（昭和54年条例第1号）

- (5) 大津市スポーツ推進審議会条例（昭和 56 年条例第 2 号）
- (6) 大津市景観審議会条例（平成 18 年条例第 9 号）
- (7) 大津市危険物保安審議会条例（平成 20 年条例第 7 号）

（経過措置）

第 3 条 前条の規定による廃止前の大津市中小企業金融審査委員会条例第 1 条の規定により置かれた大津市中小企業金融審査委員会（以下「旧大津市中小企業金融審査委員会」という。）、大津市通学区域審議会条例第 1 条の規定により置かれた大津市通学区域審議会（以下「旧大津市通学区域審議会」という。）、大津市住居表示審議会条例第 1 条の規定により置かれた大津市住居表示審議会（以下「旧大津市住居表示審議会」という。）、大津市スポーツ推進審議会条例第 1 条の規定により置かれた大津市スポーツ推進審議会（以下「旧大津市スポーツ推進審議会」という。）、大津市景観審議会条例第 1 条の規定により置かれた大津市景観審議会（以下「旧大津市景観審議会」という。）又は大津市危険物保安審議会条例第 1 条の規定により置かれた大津市危険物保安審議会（以下「旧大津市危険物保安審議会」という。）は、この条例の施行の日をもって、それぞれ改正後の大津市附属機関設置条例（以下「新条例」という。）第 1 条の規定により置かれる大津市中小企業金融審査委員会、大津市通学区域審議会、大津市住居表示審議会、大津市スポーツ推進審議会、大津市景観審議会又は大津市危険物保安審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際現に旧大津市中小企業金融審査委員会、旧大津市通学区域審議会、旧大津市住居表示審議会、旧大津市スポーツ推進審議会、旧大津市景観審議会又は旧大津市危険物保安審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第 3 条の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第 9 条の 4 第 1 項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に市長が定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「当該各号に掲げる額」の次に「（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額 9,000 円以下の家賃を支払っている職員 500 円
- (2) 月額 9,000 円を超え 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 9,000 円を控除した額（その額が 500 円に満たないときは、500 円）
- (3) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 14,000 円に加算した額

第 10 条第 2 項第 2 号ア(ア)中「（規則で定める施設に勤務する職員にあつては、当該施設までの自動車の使用距離に応じ、31,100 円の範囲内で規則で定める額）」を削る。

第 18 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

第 18 条の 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規

定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

- 2 第18条の3第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。
第26条に次の1号を加える。

(10) 大津市民病院職員駐車場の賃借料

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び第18条の4の次に1条を加える改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

議案第 37 号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「別表第 1 の定額による」を「1 日につき 300 円とする。ただし、在勤地内の旅行及び市長が別に定める市町村の区域内への旅行の場合は、支給しない」に改める。

第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

第 20 条中「別表第 1 の旅行雑費定額」を「第 17 条の規定による旅行雑費の額」に、「別表第 2」を「別表」に、「に相当する額による」を「の合計額に相当する額とする」に改める。

第 24 条中「（在勤地内における旅行以外の場合における旅行雑費を除く。）」を削る。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 大津市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「給料の月額」を「給料月額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第 4 条第 1 項中「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改める。

第 5 条の 3 中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項」に、「25 年」を「20 年」に、「10 年」を「15 年」に、「同項」を「第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項」に改め、同条の表中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項」に、「100 分の 2」を「100 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第 6 条の 3 の表中「100 分の 2」を「100 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

付則第 3 項中「20 年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 11 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第 3 項」とする。

付則第 4 項中「36 年」の次に「以上 42 年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その

者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

付則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

付則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

(大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「44年」を「42年」に改める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が」

に改め、「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中大津市職員退職手当支給条例第3条、第4条、第5条の3及び第6条の3の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成25年4月1日から平成26年6月30日までの間における第1条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例（以下この条において「新退職手当条例」という。）付則第3項（新退職手当条例付則第5項及び第3条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第13項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例付則第3項中「100分の87」とあるのは、「100分の95.5」とする。

第3条 平成25年4月1日から平成26年6月30日までの間における第2条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第3項（同条例付則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例付則第3項中「100分の87」とあるのは、「100分の95.5」とする。

第4条 平成25年4月1日から平成26年6月30日までの間における第4条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の95.5」と、「104分の87」とあるのは「104分の95.5」とする。

議案第 39 号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 2 号中「で特に困難な清掃作業」を「の作業で規則で定めるもの」に改め、同条第 2 項第 2 号中「800 円」を「500 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する手当について適用し、同日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

議案第40号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大津市難病患者等居宅生活支援条例の廃止)

第1条 大津市難病患者等居宅生活支援条例（平成17年条例第35号）は、廃止する。

(大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大津市医療費助成条例の一部改正)

第6条 大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第8号中「障害者自立支援法第52条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

第3条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 大津市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大津市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第8条 大津市障害者自立支援法施行条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

(大津市立障害者通所施設条例の一部改正)

第9条 大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条及び第8条（第7条の改正規定に限る。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による廃止前の大津市難病患者等居宅生活支援条例の規定に基づき提供を受けた居宅生活支援サービスに係る負担金については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

大津市立障害者福祉センター条例（昭和 4 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他
障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 2 項各号列記以外の部分中「受験」を「受験等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) ガス外管工事資格試験の受験講習会の受講 1 回につき 1 8 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「並びに同法」を「、同法」に、「を行う」を「並びに健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を行う」に改める。

第 3 条第 2 項中「（大正 11 年法律第 70 号）」及び「（昭和 57 年法律第 80 号）」を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「費用の額」の次に「及び交通費として市長が別に定める額の合計額」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 指定訪問看護 次に掲げる額の合計額

ア 健康保険法第 88 条第 4 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める費用の額の算定方法（以下この号において「基準」という。）により算定した額（次の(ア)又は(イ)に該当するときは、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額）

(ア) 訪問看護の時間（訪問先の家庭における時間に限る。）が 90 分を超えるととき その超える時間 30 分までごとに、基準に定める訪問看護基本療養費の額の 4 分の 1 に相当する額

(イ) 大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）に規定する市の休日及びその日

以外の日の規則で定める時間に訪問看護を受けたとき　その受けた時間30分までごとに、基準に定める訪問看護基本療養費の額の4分の1に相当する額に100分の25を乗じて得た額

イ 交通費その他の費用として市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大津市訪問看護ステーション条例の廃止)

- 2 大津市訪問看護ステーション条例（平成5年条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の大津市訪問看護ステーション条例の規定に基づき提供を受けた訪問看護に係る利用料については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

大津市文芸奨励基金条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市文芸奨励基金条例の一部を改正する条例

大津市文芸奨励基金条例（昭和 6 1 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、市民の文芸、演劇活動を奨励するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例

大津市道路占用料条例（昭和 2 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 2 1 0 円
--------------------	-------------------------	------------

別表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例の一部改正）

- 2 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成 1 6 年条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項の表別表の部道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）
第7条第1号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備
----------------	-----------------

第10条第2項の表別表の部令第7条第2号に掲げる工事用施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同部同条第3号に掲げる工事用材料の項中「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同部令第7条第4号に掲げる仮設建築物の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に改め、同部同条第5号に掲げる施設の項中「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同部令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第7号」を「同条第9号」に改める。

議案第46号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第3条第2項第1号中「滅失」を「全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損傷」に改める。

第4条の2に次の1項を加える。

4 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者は、前条第1項第5号に掲げる条件を具備する場合においては、同項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第11条第1項中「市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者」を「市内に居住する者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、市営住宅の入居決定者は、市長が特別の事情があると認めたときは、市長が適当と認める者を同項の規定による連帯保証人とすることができる。

第4章中第17条の次に次の1条を加える。

（家賃の督促）

第17条の2 市長は、入居者が前条第2項及び第3項の納付期限までに家賃を納入しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長は、前項の督促に係る通知をしたときは、督促手数料として1通につき100円を徴収

する。

第36条第4項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第6項中「第1項第7号」を「第1項第8号」に改め、同条第8項中「第6号」を「第7号」に改める。

第49条中「第17条」の次に「、第17条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第
53号）の一部を次のように改正する。

第4条の3中「その他の職員で公営企業管理者が定める者」を「（公営企業管理者が定める職員
を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第48号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「105.5キロワット」を「351.6キロワット」に改める。

第5条第1項中「整圧器等を」を「整圧器を」に改め、同条第6項及び第7項中「整圧器等」を「整圧器」に改める。

第8条の3第3項中「位置替え」の次に「、検定期間満了による取替え又は故障による修繕」を加える。

第19条第4項中「小数点第5位」を「小数点第3位」に改める。

第19条の2第1項第3号及び同条第2項第3号中「2パーセント」を「5パーセント」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、新たにガスの使用を開始した場合において、その使用の申込みの際に前項の承諾を受けたときは、その開始日とする。

第19条の3第1項中「小数点第5位」を「小数点第3位」に改め、同項第1号中「69,810円」を「104,580円」に、「0.9873」を「0.9783」に、「0.0138」を「0.0232」に改め、同項第2号中「43,630円」を「65,360円」に改める。

別表第1第1項の表を次のように改める。

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
---------------	----------------------

2. 5立方メートル毎時以下	170,000円
4立方メートル毎時	272,000円
6立方メートル毎時	408,000円
10立方メートル毎時	680,000円
16立方メートル毎時	1,088,000円
25立方メートル毎時	1,700,000円
40立方メートル毎時	2,720,000円

別表第1第2項中「60,000円」を「68,000円」に改める。

別表第2から別表第8までを次のように改める。

別表第2（第19条関係）

一般契約に適用する料金表

1 料金表A

適 用 区 分	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

2 料金表B

適 用 区 分	使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 136.83円

3 料金表C

適 用 区 分	使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,118円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 134.73円

4 料金表D

適 用 区 分	使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,228円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 133.63円

5 料金表E

適 用 区 分	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合
---------	---------------------------------

基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1, 8 5 8 円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 1 3 0. 4 8 円

6 料金表F

適 用 区 分	使用量が500立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2, 8 9 8 円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 1 2 8. 4 0 円

別表第3（第19条関係）

小型空調契約に適用する料金表

1 料金表A

適 用 区 分	使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 8 4 0 円
基準単 位料金	冬 期 1立方メートルにつき 1 2 3. 7 5 円
	その他期 1立方メートルにつき 9 7. 5 0 円

2 料金表B

適 用 区 分	使用量が50立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1, 2 6 0 円
基準単 位料金	冬 期 1立方メートルにつき 1 1 5. 3 5 円
	その他期 1立方メートルにつき 8 9. 1 0 円

3 料金表C

適 用 区 分	使用量が200立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 3, 1 3 0 円
基準単 位料金	冬 期 1立方メートルにつき 1 0 6. 0 0 円
	その他期 1立方メートルにつき 7 9. 7 5 円

別表第4（第19条関係）

空調夏期契約1種のその他期に適用する料金表

定 額 基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 3 1, 5 0 0 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 8 4 0 円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 6 8. 6 5 円

別表第5（第19条関係）

空調夏期契約2種のその他期に適用する料金表

定 額 基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 9,450円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 840円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 77.05円

別表第6（第19条関係）

家庭用空調契約に適用する料金表

1 料金表A

適 用 区 分	その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

2 料金表B

適 用 区 分	その他期の使用量が20立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,993円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 87.83円

3 料金表C

適 用 区 分	冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

4 料金表D

適 用 区 分	冬期の使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 136.83円

5 料金表E

適 用 区 分	冬期の使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2,808円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 100.93円

6 料金表F

適 用 区 分	冬期の使用量が100立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2,918円

基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 99.83円
-------------	-------------------

別表第7（第19条関係）

家庭用ガス温水床暖房契約に適用する料金表

1 料金表A

適 用 区 分	その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

2 料金表B

適 用 区 分	その他期の使用量が20立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,678円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 103.58円

3 料金表C

適 用 区 分	冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

4 料金表D

適 用 区 分	冬期の使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 136.83円

5 料金表E

適 用 区 分	冬期の使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2,808円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 100.93円

6 料金表F

適 用 区 分	冬期の使用量が100立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2,918円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 99.83円

別表第8（第19条関係）

家庭用コージェネレーションシステム契約に適用する料金表

1 料金表 A

適 用 区 分	その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

2 料金表 B

適 用 区 分	その他期の使用量が20立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 2,078円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 83.58円

3 料金表 C

適 用 区 分	冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

4 料金表 D

適 用 区 分	冬期の使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 136.83円

5 料金表 E

適 用 区 分	冬期の使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 3,253円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 92.03円

6 料金表 F

適 用 区 分	冬期の使用量が100立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 3,413円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 90.43円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大津市ガス供給条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行

の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに伴う本支管及び整圧器等（新条例第5条第6項の規定により使用者の所有となる整圧器を除く。以下同じ。）の工事について適用し、施行日前の申込みに伴う本支管及び整圧器等の工事については、なお従前の例による。

3 新条例第4章及び別表第2から別表第8までの規定は、施行日以後の期間の使用量に係る料金について適用し、施行日前の期間の使用量に係る料金については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、料金算定期間のうちに施行日前の期間及び施行日以後の期間があるときは、別に公営企業管理者が定めるところにより、当該料金算定期間の使用量をそれぞれの期間の日数に応じて施行日前の期間の使用量と施行日以後の期間の使用量とに案分し、それぞれの使用量に応じ、改正前の大津市ガス供給条例の例により算定した施行日前の期間の早収料金の額及び新条例の規定により算定した施行日以後の期間の早収料金の額の合計額を当該料金算定期間の早収料金とする。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（観覧料）

第10条 大津市科学館のプラネタリウム及び常設展示を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

1 プラネタリウム観覧料

区分	金額（1人につき1回）	
	小学生、中学生及び高校生	一般
個人	200円	400円
団体	160円	320円

備考

- この表中「小学生」とは小学校（特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童を、「中学生」とは中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に

在学する生徒をいう。

2 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

(3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(4) 前3号に規定する者を介護する者（前3号に規定する者1人につき1人に限る。）

(5) 市内に住所を有する者で、65歳以上のもの

5 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 常設展示観覧料

区分	金額（1人につき1回）
個人	100円
団体	80円

備考

1 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

2 別表第2第1項の表備考第4項各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

3 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第50号

訴えの提起について

大津市営住宅の明渡請求等の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月19日提出

大津市長 越 直 美

1 被告となるべき者の住所、氏名等

住 所	氏 名	団地名	住宅番号	滞納家賃の額
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	石山団地	■■■■■■■■■■	143,700 円

（注） 滞納家賃の額は、平成25年1月7日現在のものである。

2 請求の趣旨

上記の者は、大津市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、本市の再三にわたる滞納家賃の支払の督促にもかかわらず、これを支払わないので、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）第36条第1項の規定により、その明渡しの請求をしたが、これに応じないため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、督促手数料及び明渡請求後の家賃相当損害賠償金の支払を求めて訴えを提起する。

3 訴訟上の和解の方針

訴訟係属中に、上記の者（以下「被告」という。）から、滞納家賃の額及び督促手数料の額（以下「滞納家賃等の額」という。）の4分の1以上の額で市長が適当と認める額の納付があったときは、次の内容を主旨とする訴訟上の和解をすることができる。

(1) 被告は、滞納家賃等の額の残額を5年以内の期間で市長が適当と認める期間において毎

月分割して納付するものとする。

(2) 本市は、被告に対し、市営住宅の明渡しの請求を撤回し、継続して入居することを認めるものとする。

(3) 被告が第1号の分割金の支払を3回以上怠ったとき又は和解の日以降の家賃を3か月以上滞納したときは、被告は、期限の利益を失い、滞納家賃等の額の全額を一時に支払うとともに、直ちに市営住宅を明け渡さなければならない。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第 5 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり林道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 和解の相手方

大津市富士見台 3 9 番 3 4 号

株式会社堀江建設

2 損害賠償の額

8 9 4 , 3 8 0 円

（参考）

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日、大津市葛川坊村町字ヲボレ谷 3 6 3 番地先林道鎌倉谷線において、東方向に走行していた相手方車両が、同林道の舗装の下部に空洞が生じていた箇所に進入したところ、路面が突然陥没し、損傷したもの

議案第 5 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市立学校の施設の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 和解の相手方

東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号

東京海上日動火災保険株式会社

2 損害賠償の額

5 5 5 , 4 5 0 円

（参考）

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日、大津市立皇子山中学校音楽室において、同室に入ろうとした生徒が入口の扉（引き違い戸）を開けたところ、当該扉が倒れ、室内に置いてあった管楽器に当たり、当該管楽器が破損した事故に関し、当該管楽器の所有者が加入する損害保険の保険者である相手方から求償されたもの

議案第 53 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 契 約 金 額 15,600,000 円を上限とする額
- 2 契 約 期 間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の相手方 大津市一里山四丁目 12 番 25 号
 公認会計士 野口 真一

議案第 55 号

専決処分の承認について

市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 越 直 美

専決処分した理由

平成 25 年 1 月 5 日に発生した市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、双方合意に達したので、早期解決を図る必要があったが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同月 30 日に専決処分した。

專決第 5 号

市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

平成25年1月30日

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 損害賠償の額

1, 237, 850円

(参考)

平成25年1月5日、大津市大平二丁目12番36号地先市道幹2133号線において、相手方車両が、東方向に走行中、路面が隆起していた部分に進入し、車両底部に接触させ損傷したもの